

令和4年度 第1回 首里城管理体制構築検討委員会 議事概要版

日時：令和4年8月1日（月）14時～16時

場所：沖縄県教職員共済会館 八汐荘 屋良ホール

※以下は、意見内容を踏まえて分類・整理しているため、発言順ではない部分もある。

1. 国の技術検討委員会の検討事項について

- 国の検討について、両廊下や城門の自動解錠など、どういう設備を想定しているのか教えていただきたい。（委員）
 - 両廊下は正殿の南北につながる2つの廊下（南之廊下、西之廊下）であり、正殿と一体となって造られるため、木造を原則としつつも、防火対策の検討を行っている。城門の自動解錠については、くぐり戸形式にして、くぐり戸の錠前を自動で解除できる装置を検討している。（協力委員）

2. 首里城公園の防災センター機能について（資料2・資料3）

(1) 防災センター機能の役割分担について

- そもそも公園管理センターは、防災センターという位置づけなのか確認したい。公園全体の統括を行うといった役割と城郭内外の防災センター的な機能と少し性格が異なるのではないか。きちんと整理されていないような気がする。（委員）
- 首里杜館の防災センターも奉神門と同じ情報を共有して連携を取ることが火災の教訓だったはず。ここに公園管理センターが出てきて、統括機能を持たせたいという思いからか、首里杜館の影が薄くなってきている気がする。防災センター以外の通常の利活用の統括という点ではわかるが、防災という機能から考えると、少し違う気がしている。（委員）
 - 防災センターとして初動対応すべきところは、城郭内は奉神門、城郭外は首里杜館がそれぞれ管轄する。しかし、城郭内は城壁や木造建物が密集しているため、奉神門だけでは利用者を城郭外に避難させるなどの対応が難しい。通常の防火管理では対応できないことについて、俯瞰して全体をみるのが公園管理センターと認識している。奉神門の対応を、首里杜館や公園管理センターがサポートし、万全な体制で城郭内を守れるようにという考えである。（沖縄県）
- 事故や火災は城郭内だけでなく県営公園区域でも起きるので、首里杜館の役割ももう少し明確にしておいた方がよい。（委員）
- （資料3、3頁）においても、防災センター機能は、首里杜館よりも公園管理センターのほうがより強く担うような印象を受けた。昼間は公園管理センター、夜間は奉神門が中心になるのであれば、首里杜館の昼間・夜間はどういう立場になるのか明確になってない。首里杜館の機能強化と公園管理センターの機能強化も両方が謳われており、どちらが主役であるのかみえない。防災に関しては首里杜館、イベントや地震等も含めた総合的な管理

については公園管理センターが担うような役割分担が必要ではないか。(委員)

▶ 県営区域での発災についてはこれから検討していく。城郭内で発災した際、首里杜館では、通常の管理業務と発災対応を並行して行う部分も想定される。首里杜館の防災センターにも城郭内で起こっている情報が入ってくるようにした方がよいという考えで首里杜館の機能強化を進め、また警備員と監視員の常駐場所を統合する方針になっている。一方、発災状況に応じた利用者のコントロール等については公園管理センターの方が情報を持っており、防災対応を踏まえた総合的な公園管理を担うものと考えている。公園管理センターでは、発災対応と通常管理対応のメンバーで総合的に対応すると考えている。従前の公園管理センターでは設備的な対応ができていないため、今回の検討の中で「防災センター機能の強化にかかる検討」として設備、スペースを作りだしていきたいというものが今回の資料3である。(沖縄県)

- (資料2、7頁) 災害ごとの図を作ってみるのはどうか。城郭内で火災が起こったときの関係図、地震がどこで起こったときの関係図などを作成すれば、公園管理センター、首里杜館、奉神門の役割がもっと考えられるようになるのではないか。(委員)

(2)奉神門の役割について

- (資料2、7頁) 奉神門の管理事務室は、夜間は「自動火災報知設備の発報確認」としか記載されていない。119番通報は現場で発見した人が消防に伝えるほうがよい。警備会社から通報したいと言ったとしても、119番通報は誰がやってもよいので、徹底するように書いたほうがよい。(委員)
 - ▶ 自動通報の設備をどうするかといった細かいところはまだ検討中だが、今後その方向でしっかり検討を進めていきたい。(沖縄県)
- (資料2、5-6頁) 「他のエリアは、状況に応じて可能な範囲で、初期消火や避難誘導等の応援を行う。」とあるが、城郭外で火災が発生したときに奉神門では「城郭内の警戒態勢」となっており矛盾している。城郭外で火災が発生したときに、奉神門の人たちは何をすべきか、誤解が生じないようにしていただきたい。(委員)

(3)首里杜館の役割について

- 昨年度に火災発生時のシミュレーションをしているはずだが、夜間でも首里杜館が対応せざるを得ないことが出てくると思う。それを明らかにしてはどうか。また、今は正殿単体完成時の話をしているが、周辺の南殿・北殿などが再建される時を見据えて考えておく必要があるのではないか。(委員)
- 首里杜館の位置づけがあいまいになった気がしている。奉神門も増員して設備を強化することはできるが、施設の大きさを考えるとそれほどできるわけでもないので、首里杜館にどう期待するか、その役割を明確化したほうがよい。(委員)

(4)公園管理センターの役割について

- (資料2、7頁) の「首里城公園の防災センター機能の関係図(正殿単体完成時)」におい

て、公園管理センターの方は日常業務の人等の業務役割の人員は示されていない。夜間は人が不在なので首里杜館と奉神門に託されるという形になっている。昼間は公園管理センターにも【公園全体の防災センター機能】と書かれており、そこに誤解や混乱が生じる要素があるのではないか。一般の建物という防災センターとしての機能を公園管理センターに担わせるかどうかということも含めて整理していただきたい。(委員)

- (資料2、5-6頁) 公園管理センターの役割に「公園全体の統括」とあるが、「統括」というと奉神門や首里杜館に対して指揮命令できるようなイメージがある。「統括」と書かれるとそこが指揮命令をするように感じるので、役割を具体的に記載すると誤解がなくなるのではないか(委員)。
- 「統括」という意味ではなく、「総合管理」だと思う。誤解を招かないような使い方をすべきである。また、「複合災害」という言葉が必要ではないか。一つの災害を想定するだけではなくて、それが二つ、三つと重なってくる可能性が充分あり得る。今回の災禍を転機として、やり直すんだというメッセージを意識し、どこかに示した方がよいと思う。(委員長)
- 公園管理センターと呼んでいるが、管理センターでよいのかという点においても疑問を持っている。本来は、メンテナンスだけでなく、公園利用者の安全も含めたサービスセンター機能を持っている。さらに今回の問題で行くと、防災の鍵となる場所が2か所あり、それも含めて情報をきちんと把握できるようなもの(administration center)ということだと思う。(委員長)

3. 公園管理センターの増築・改修(資料3)

- 公園管理センターの増築は、素材の選び方など公園建築になるようにしていただきたい。景観アドバイザーもつくということで問題ないと思うが、管理事務所の建築・増築はうまくいかないケースが多い。今ある樹木や既存の風景におさまるのが公園建築であり、既存の風景を消すような建物は困るので、よく考えて敷地計画をたてていただきたい。また、名前についても親しみやすい名前にして設計した方が、建築家も楽ではないか。(委員長)

4. 管理運営の仕組みの見直し(資料4)

(1)見直しの視点について

- 議論の出発点は、管理体制の契約が切れた時点で防火・防災について次の人に引き継ぐことが難しいというところからはじまったと思う。防火管理のコア人材をどう確保するか、コア人材の経験をどう繋いでいくかという視点で体制づくりを考え直してもよいのではないか。指定管理者制度の全てを見直す必要があるわけではない。例えば、県の方で防火管理のメインになる人だけを常勤雇用し、その人を指定管理者に出向させて指揮命令に当たってもらうという形もあると思う。どういう人材が必要で、そのためにはどういう仕組みがあり得るのか。違う切り口で考えることで、議論が進むのではないかと思っている。(委員)
- 正殿工事期中の管理運営については、現行の指定管理者制度で対応するしかないが、指定管理者の中に、消防のOB等の相当程度の訓練を積んでいる人にあたっていただくような

文言が追加できないかと（指定管理者の選定委員会にて）お願いしている。募集時の縛りだけでよいかを含め、正殿完成時に向けて今のうちに議論しておくべきことではないかと感じている。（委員）

- 姫路城を視察した際、防火管理体制をきちんと構築する必要があると感じた。姫路城の体制は基本公務員で、姫路城を守る意思が強い人から選んでいると説明を受けた。姫路城の全体的な設備の状況に関して、知識や経験を蓄積した人が代々守っている。首里城の場合はこれまで沖縄美ら島財団が管理してきているが、別の主体が管理者になることも想定される。これまで、どう技術を承継し、防災の知識や経験、防災人材を繋いでいくかという視点が欠けていたと思う。2～3年だけの人材確保となると、経験の蓄積や知識の積み重ねが難しい。そこで県が採用してはどうかという話につながる。私の意見としては、責任感を持って長期的に首里城に関わる人材が複数名いたほうがよいと考えている。そのような人材が他の防火管理業務が必要な部署に行き、首里城に戻ってくることがあってもよいと思う。コア人材をきちんと県が責任を持って育成し、首里城の防火対策や発災時の対応に関わるような体制を作っていくことが望ましい。（委員）
- 議論の前提として、県から指定管理者への契約や指示を細かくし、さらに指定管理者から警備会社への指示を具体化・詳細にする考え方もあるが、派遣法違反にも該当する恐れもある。（委員）
- 管理権原者は財団のセンター長で、防火管理者は別にいるという理解でよいか。指定管理者制度でいくなれば、コア人材とは何かを整理しなければならない。（委員長）
 - ▶ 管理権原者と防火管理者は、今は別々の者になる。消防法によると、管理権原者は管理について権限を有するもので、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」となっている。また、管理権原者は「一定の資格を有する者から防火管理者を定め、以下の業務を行わせなければならない」と規定されているため、防火管理に関して権限を持っているのは管理権原者で、その人から防火管理業務をお願いされるのが防火管理者である。実際の管理業務の内容を実行するのは防火管理者だが、基本的には管理権原者も防火管理者もきちんとわかっている人である必要があると思っている。（沖縄県）
 - ▶ 首里城公園の場合、公園内にたくさんの防火対象物があるなかで、消防計画の最適な範囲を検討する必要もある。城郭内の建物をいかに守るかという視点で、コア人材を継続的に確保できる仕組みを検討していく必要があると考えている。（沖縄県）

(2)職員の人材育成と配置について

- 沖縄県では文化財の防災管理を行う人材を職員として育てる必要があるのではないかと。例えば、金沢城周辺は木造建築が多く、若い頃から職員の人脈づくりなどを行っている。首里城は復元だが周辺は文化財も多く、これらを沖縄だけの力で守っていくことは少し無理があり、日本全国や台湾や中国とネットワークを作れる人材を育てていく必要がある。防災に特化した専門家でなくてよいので、これを一生懸命やっていく人材を県で育てていく

必要があるのではないか。(委員)

- フランスの国立博物館の場合、防災の責任者はかなりレベルの高い訓練した方を置かなくてはならないことになっており、施設規模等で人数も決まっている。オルセー美術館の場合、常時2人はいなくてはならず、パリ市消防から4人出向してもらい、シフト制で常に2人が365日常駐する状態になっている。日本の場合はルール化するのは難しいが、事例として紹介しておく。(委員)
- 首里城の財産を、指定管理者制度で本当に管理できるのかと思う人はいるだろう。その制度をどう改善していくかが議論すべき大事な内容であり、知恵をだしあって、新しい方式を考え出せるとよい。(委員長)

(3)人材確保について

- 防火管理者のように防災全体を見渡して計画立案をする立場の人と、現場で発災時の初動対応を的確にできる人と、両方とも必要だと思う。能力的には消防OB程度の能力を有する人が1人夜間にいれば安心できる。もちろん解決策はそれだけではないが、難しい話ではない。また、消防計画については、消防法の範囲で想定されているが、地震や風水害を含めると、防災計画のような計画も必要になるのではないか。(委員)
- 経験知型の人材と、ガバナンスをきちんと効かせられる人が必要な気がする。そのあたりの方向性をまとめることが本委員会には求められており、そのような議論ができるようにしたい。(委員長)
- 自衛隊も災害に対応する職種で、消火器や消防設備についても一定の訓練を受けている。自衛隊OBにも探せば適切な人材がいると思う。人材をどう確保するのかはしっかりと議論していく必要がある。(委員)

(4)消防計画について

- 消防計画については、城郭内と城郭外とで、別で設けるべきではないかと思うがいかがか。どこまで消防計画に落としていくか、その内容によっては別にしなくてはならないこともあるのではないか。(委員)
- 距離が離れていたり、首里杜館のような観光ガイドセンターもあれば、文化財の木造建築物もあるので、別の防火対象物として別々に計画は設けるべきだと思う。(委員)
- 基本は別々に作るが、特例的に一つの消防計画でよいということで、全て一つの主体が管理していたからそうになっていただけだと思う。やはり基本的には別々なので、そこに戻すべきではないか。逆に一つにした方が、メリットがあるのであれば、全体的に消防計画を作っていくこともあると思うが、火災時は一つにしたことのデメリットが出てしまっていたのではないか。(委員)
- 同一敷地内に防火対象物が二以上ある時には、法第八条第一項の規定の適用については、一の防火対象物とみなすということで、法第八条第一項は一つ上の防火管理者となっている。防火管理者の業務としては消防計画の作成等いろいろある。首里城公園の場合は同一敷地内で、国営公園の無料・有料、県営公園について沖縄美ら島財団が指定管

理者として管理権原者が同一となるため一つの消防計画となっている。公園管理センターは公道を挟んで道向かいであり、国営公園は城郭で囲まれているので、国営有料区域と国営無料区域は切り離し切れなと思う。県営公園は別計画とするということはある得る。(沖縄県)

- 城郭内と公道が直接接続するのは、南側の管理用道路しかない。消防隊は久慶門や木曳門、県営公園を通過して入ってくるため、消防計画を城郭内だけにした場合であっても、消防の誘導に関しては県営公園側と連携した取り組みが出てくる。国営公園と県営公園を切り離しきれない部分があるため、一つの消防計画の中で規定をしていくのか、計画をわけたうえで、消防計画以外の取り決めとして県営公園の連携について謳っていくのかになると考えている。まずはどういう防火対象物があるか一旦整理をし、どの単位が最適か、国営と県営を跨ぐものは何なのかを整理して積み上げていく検討を今年度できればと考えている。(沖縄県)

5. 事例調査について（資料5）

- 特に意見なし